

# 低入札価格調査基準価格、数値的判断基準 及び最低制限価格の見直しについて

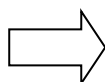
いわゆるダンピング受注の排除を図る観点から、香川県においては、一般競争入札については低入札価格調査制度、指名競争入札については最低制限価格制度を運用しているところではありますが、この度、次のとおり見直しを行いましたので、お知らせします。

## 1 見直しの内容

(1) 入札書比較低入札調査基準価格の直接工事費の算入率を95%から97%へ引き上げる。

(現行)

<b>【計算式】</b> ア 県の設計金額（直接工事費）の95% イ 県の設計金額（共通仮設費）の90% ウ 県の設計金額（現場管理費）の90% エ 県の設計金額（一般管理費）の55% ア～エの合計金額
--



(改正後)

<b>【計算式】</b> ア 県の設計金額（直接工事費）の <b>97%</b> イ 県の設計金額（共通仮設費）の90% ウ 県の設計金額（現場管理費）の90% エ 県の設計金額（一般管理費）の55% ア～エの合計金額
--

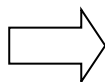
### 【範囲】

- ・ 予定価格を100分の108で除した額の70%～90%
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限値（下限値）とする。

(2) 数値的判断基準の現場管理費の算入率を60%から70%へ、一般管理費の算入率を30%から55%へ引き上げる。

(現行)

<b>【計算式】</b> ア 県の設計金額（直接工事費）の90% イ 県の設計金額（共通仮設費+現場管理費）の60% ウ 県の設計金額（一般管理費）の30% ア～ウの合計金額
---



(改正後)

<b>【計算式】</b> ア 県の設計金額（直接工事費）の90% イ 県の設計金額（共通仮設費）の60% ウ 県の設計金額（現場管理費）の <b>70%</b> エ 県の設計金額（一般管理費）の <b>55%</b> ア～エの合計金額
--

### 【範囲】

- ・ 予定価格を100分の108で除した額の85%以下
- ・ なお、計算式により算出した額が上記「範囲」を上回った場合には、上限値とする。

(3) 最低制限価格の引き上げ（最低制限価格及び算定方式は公表しておりません。）

## 2 見直しの適用時期

平成29年4月1日

同日以後に、入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事を対象に適用します。